



# 令和5年度 秋期 久留米市職員採用試験案内

## Ⅲ種 事務職・土木職

- 申込受付期間 【電子申請】 8月29日(火)～9月14日(木) 午後5時15分到達有効  
 【郵 送】 8月29日(火)～9月11日(月) 消印有効  
 ※持参不可

### 1 試験区分及び採用予定人員

試験区分		職務内容	採用予定人員
Ⅲ 種	事務職	一般行政事務に従事します。	2人程度
	土木職	道路・河川・都市計画・上下水道等の事業に関する企画、設計、施工監理、保守管理等の専門的業務等に従事します。	3人程度

- (1) 受験申込みは、上記の試験区分のうち一つに限り受け付けます。また、久留米市が令和5年度秋期に実施する民間等経験枠の各職種、Ⅰ種化学職、Ⅱ種保育職、Ⅲ種障害者対象(事務職)の試験との併願はできません。
- (2) 採用予定人員は変更になる場合があります。なお、一定の基準に満たない場合は、合格者数が採用予定人員を下回ることがあります。
- (3) 土木職については、上記職務内容のほか、一般行政事務に従事することがあります。

### 2 受験資格

試験区分		受験資格(生年月日等)
Ⅲ 種	事務職	平成14年4月2日以降、平成18年4月1日までに生まれた人
	土木職	平成14年4月2日以降、平成18年4月1日までに生まれた人で、土木に関する学科又は職務等に1年以上在学又は勤務した人

- (1) 国籍は問いません。日本国籍を有しない人の受験資格等の詳細については、4ページに記載しています。
- (2) 上記の受験資格があっても、地方公務員法第16条各号のいずれかに該当する人は、受験できません。
  - ① 禁こ以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
  - ② 久留米市職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人
  - ③ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

### 3 試験の日程及び会場

試験	試験日時	試験会場等
第1次 試験	9月24日(日) 午前9時30分集合	会場：久留米大学御井キャンパス 800号館 住所：久留米市御井町1635 電話：(090) 8833-2829 【試験当日のみ】
第2次 試験	10月31日(火) 11月1日(水)	第1次試験合格者に対して、別途ご案内します

- (1) 試験の詳細なスケジュールは、第1次、第2次試験それぞれの開始時に説明します。
- (2) 第1次試験は、午後3時頃に終了する予定です。昼食は各自でご用意ください。
- (3) **第1次試験会場は駐車禁止です**ので、公共交通機関をご利用ください。また、近隣の迷惑になりますので、**試験会場周辺での道路や店舗等の敷地内での駐車や送迎等(待機含む)は絶対にしないでください**。第2次試験についても公共交通機関をご利用ください。
- (4) **第1次試験会場は敷地内のすべてが禁煙です**。
- (5) 試験の日程及び会場は予定です。変更があった場合は、市ホームページでお知らせします。

#### 4 試験の方法及び内容

試験科目		方法及び内容	所要時間	事務	土木	
第1次試験	9月24日	教養試験	職員として必要な一般教養について、高等学校卒業程度の択一式（マークシート式・記述式）による筆記試験	70分	○	○
		事務能力試験	職員として必要な事務能力について、音声による進行のもとで行うマークシート式による筆記試験	50分	○	○
		専門試験	土木に関する専門的知識及び能力についての記述式による筆記試験	90分	/	○
		作文試験	文章による論理的思考力、構成力、表現力、理解力等についての作文試験	90分	○	/
第2次試験	10月下旬	適性検査	職員として必要な適性等について、Web形式で行う検査	○	○	
	10月31日 11月1日	面接試験	面接を通じて職員としてふさわしい人物かどうか判定するもの	○	○	

(1) 表中の「○」の試験が受験対象となる試験です。

(2) 受験上の配慮（補聴器や車いすの使用、拡大文字を使用した試験問題など）を希望する人は、9月14日（木）午後5時15分までにご連絡ください。補聴器や車いすなど、受験時に使用する補装具等については、各自で用意してください。拡大文字は、文字の大きさを基本的にこの大きさ（14ポイント）に拡大します。なお、点字受験はできません。

#### 5 試験当日に持参するもの

持参品 試験	受験票 受験番号票	HBの鉛筆（マークシート用） シャープペンシル・消しゴム
第1次試験	要	要
第2次試験	受験番号票のみ	不要

(1) 試験中に使用できる時計は、計時機能のみのものに限りません。

(2) 試験時間中は、携帯電話やタブレット端末を含むすべての電子機器の使用を一切禁止します。

#### 6 申込受付期間及び受験手続

##### (1) 申込受付期間

**令和5年8月29日（火）～9月14日（木）**

- 電子申請の場合は、9月14日（木）午後5時15分までに正常に到達したものに限り受け付けます。
- 郵送の場合は、9月11日（月）までの消印があるものに限り受け付けます。

① 提出された応募書類は、一切返却いたしません。

② 申込み記載事項に不正がある場合、公務員として相応しくない非違行為等が判明した場合は、採用される資格を失うことがあります。また、採用後に不正が発覚した場合、非違行為等が判明した場合は、免職等になることがあります。

## (2) 受験手続

原則、「電子申請」により申し込んでください。パソコンやプリンタが無い場合など、電子申請による申込ができない人については、「郵送」による申込も受け付けます。

※「持参」による申込受付は行いませんのでご注意ください。

- 電子申請する場合 久留米市公式ホームページから「職員採用情報」にアクセスし、電子申請の詳しい手続きを確認して申し込んでください。**(スマートフォンやタブレット等からも申請できます。受験票・受験番号票の印刷時にプリンタが必要です。)**
- 郵送する場合
  - [1]①郵送用封筒、②返信用はがき(63円切手貼付)、③受験申込書、④受験票・受験番号票、⑤アンケートを準備してください。(③、④、⑤はホームページに掲載したものを印刷してください。印刷できない場合は、郵送請求が可能です。)
  - [2]②の裏に④を貼付し、表に受験票の送付先となる申込者の住所、氏名を記入してください。
  - [3]①の表に「受験申込み」と朱書きし、裏に申込者の住所・氏名を明記したうえで、②(裏に④を貼付)と③と⑤を同封し、久留米市総務部人事厚生課あてに、**必ず特定記録又は簡易書留**で郵送してください。特定記録又は簡易書留によらない場合の事故については責任を負いません。



## (3) 受験票・受験番号票の交付

電子申請の場合は、各自、受験票・受験番号票の様式をダウンロードしてプリンタで印刷してください。**受験番号は、9月19日(火)以降に、久留米市公式ホームページで公表しますので、確認のうえ、受験票・受験番号票に転記してください。**

郵送申込の場合は、受理後に必要事項を記入して返送します。受験票・受験番号票が届かない場合又は紛失した場合は、9月19日(火)までに必ず久留米市総務部人事厚生課まで連絡してください。

**受験票・受験番号票は、顔写真を貼って、受験票と受験番号票を切り離して、試験当日に持参してください。**

## 7 合格者の発表

### (1) 第1次試験の合格者発表

- 日時 10月20日(金) 午前9時
- 方法 合格者の受験番号を、久留米市のホームページに掲載します。  
なお、合否についての通知や電話問合せへの対応は行いません。

### (2) 最終合格者発表

- 日時 11月中旬
- 方法 合格者の受験番号を久留米市のホームページに掲載するとともに、第2次試験の受験者全員に、その合否を郵送により通知します。



## 8 試験成績の開示

試験成績は、本人に限り開示の請求をすることができます。なお、電話等による請求はできません。

- 対象者 各試験の**不合格者**(各試験において、すべての科目を受験した人に限ります。)
- 請求方法 「受験番号票」「本人であることを示す書類(運転免許証等)」を、久留米市総務部人事厚生課まで持参してください。
- 開示内容 順位・科目別得点・総合得点を開示します。
- 開示期間 各試験の合格発表の日から1ヶ月間(第1次試験合格者発表、最終合格者発表の日からそれぞれ1ヶ月間となります。)

## 9 採用日及び給与

- (1) **採用日** 最終合格者は、試験区分ごとに採用候補者名簿に成績順に登載され、原則として令和6年4月1日に採用されます。
- (2) **給 与** 採用後の給与は、久留米市職員給与条例の定めるところにより支給されます。  
(参考) [初任給] 給料月額158,900円+諸手当(高卒・18歳)

## 10 日本国籍を有しない人の受験資格等

### (1) 受験資格

- 出入国管理及び難民認定法に定められている永住者
- 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定められている特別永住者

### (2) 試験の方法及び内容

全ての試験において、日本語による出題・質問で、それに対する解答・応答も全て日本語で行っていただきます。

### (3) 採用後の担当業務等

公権力の行使に該当する職務又は公の意思の形成への参画に携わる職に就くことはできません。

- 公権力の行使に該当する職務  
(例) 市税等の賦課・滞納処分、生活保護の決定、土地収用、開発行為の監視・規制、建築基準法に基づく許可、違反建築物に対する命令、食品衛生監視
- 公の意思の形成への参画に携わる職  
市政方針や政策決定等に関与し、権限をもって意思決定を行う職をいい、原則として、課長級以上の職を指します。

## 11 受験申込み及び問い合わせ先

久留米市 総務部 人事厚生課

〒830-8520 久留米市城南町15-3

電話 0942(30)9056 FAX 0942(30)9706

ホームページ <https://www.city.kurume.fukuoka.jp/>

E-mail [jinji@city.kurume.lg.jp](mailto:jinji@city.kurume.lg.jp)